

6月は環境月間

6月5日は環境の日です。日本では「環境基本法」が「環境の日」を定めており、平成3年から6月の1か月間を環境月間と位置づけ、全国各地でこの趣旨にふさわしい各種の行事や啓発活動が実施されています。世界各国でも同様に環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするための様々な行事が実施されています。

北秋田市の豊かな自然をこれからも守り、次世代に引き継いでいくことができるように環境保全について考えてみましょう。



合川翠雲公園

環境
コラム
第27回
特集号

しない！させない！不法投棄

いつの間にか所有の林にごみが捨てられていた！いつもの散歩道に昨日まではなかった大量のごみが！これは当然不法投棄にあたりますが、ある日突然そんな現場を見かけたり、あるいは自分が被害にあってしまふ可能性があるかもしれません。そんな時どうしたらいいのか？誰が処理するのか？対策はあるのか？今回は不法投棄について詳しく書きます。

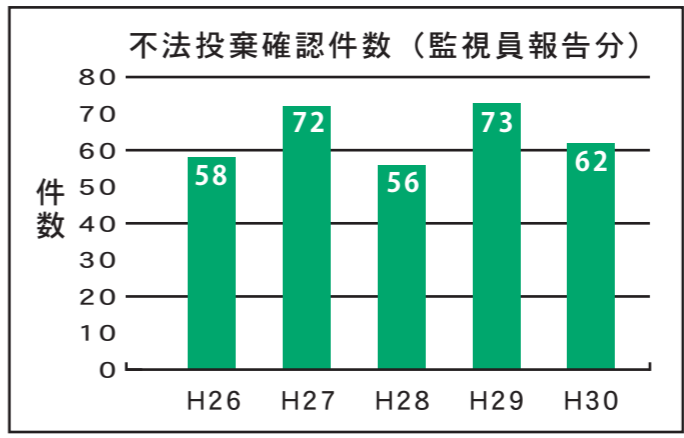
不法投棄はなくならない？

平成30年度の北秋田市の不法投棄件数は、不法投棄監視員が巡回し発見したのは62件でした。

過去5年間をみても決して減っていないとはいえない状況です。不法投棄されたごみも、家庭ごみのほか、テレビ・冷蔵庫・洗濯機などの家電、自動車などのタイヤ、建物の解体材、ドラム缶やワイヤーなど、多岐に渡っています。



こんなごみも（本年4月）
不法投棄は、家庭ごみのほか処理に手続きや費用を要するものが多いのが特徴。



不法投棄は犯罪!?
そもそも不法投棄とは、廃棄物処理法と呼ばれる法律によって処罰される犯罪です。不法投棄をした場合

は、個人でも法人でも、1000万円以下の罰金刑または5年以下の懲役刑が科される場合もあります。

POINT 1 ルール

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

…… わかりやすくいうと ……

何人も = 誰でもあっても
みだりに = 市町村のルールに従わず
廃棄物 = ごみ
を捨ててはならない。

市の取り組みは？

市では、不法投棄の未然防止や環境保全のため、次の取り組みを実施しています。

- ① 不法投棄防止の啓発
 - ② 地域住民からなる不法投棄監視員による巡回
 - ③ 不法投棄被害の相談受付、監視
 - ④ 不法投棄防止看板の設置
 - ⑤ 不法投棄監視カメラの設置
 - ⑥ 不法投棄一掃地域協議会による不法投棄撤去
- 市の不法投棄監視員は24人おり、市内各地区を巡回し、市へ報告をしています。それを基に、看板や監視カメラを設置するなど、不法投棄の未然防止や処理を行っています。

不法投棄をされないためには？

残念ながら、不法投棄されたごみの処理は、行為者が見つからない場合は土地所有者（管理者）が自ら処理しなければなりません。そのため被害にあわないためには、しっかりと自分の所有地を管理し清潔を保つようにしましょう。いくつかの対策の例を紹介します。

POINT 2 自分でできる対策

-
- ① 定期的に草刈や枝木を払い、見通しよく清潔にする。
 - ② 周囲に柵やロープ等を設置し、侵入できないようにする。
 - ③ こまめに足を運んだり、日頃から監視の目を光らせる。

×

草木で茂っていたり、沢山のものが放置されているなど、管理が行き届いていない場所は、捨ててもバレないだろうという考えから、不法投棄されやすくなってしまいます。



ごみ処分に困ったら？

ごみとは、処理にあたり手間や費用がかかるものですが、使用した人がしっかりと責任をもって、適正に排出しなければなりません。ごみについては、「家庭ごみの分け方・出し方一覧表」を確認し、わからない場合や処理方法が不明なものがあった時は、北秋田市生活課環境係までお問い合わせください。

不法投棄を見つけたら？

不法投棄は立派な犯罪です。もし不幸にして不法投棄された、あるいは、見つけたときは北秋田市生活課環境係までご連絡ください。

POINT 3 報告・相談を！不法投棄を発見、困った



【お問い合わせ】生活課環境係 ☎62-1110